

意見書・再意見書

H30年 7月13日

吹田市長殿


住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとお
~~説明報告書に対する意見書~~
見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>(1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約10mの緑地帯を個人所有ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)が所有する緑地帯もしくは遊歩道としてほしい</p> <p>(2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること</p>		
※受付年月日	30年5月15日	※受付番号	第 号 30-L-03
※備考			※受付印 

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 再見解書

先般の見解書時にも述べさせていただきましたが、「吹田市開発事業の手續等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、今回も見解を述べさせていただきます。

No.2 1

再見解書

（1）

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

（2）

関係法令を遵守致します。

貴重なご意見、誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 7月 11日

吹田市長殿

住所
氏名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項
第3項の規定により、次のとお
~~り説明報告書に対する意見書~~
り見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>(1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約10mの緑地帯を個人所有ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)が所有する緑地帯もしくは遊歩道としてほしい</p> <p>(2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること</p>		
※受付年月日	30年5月15日	※受付番号	第 号 30-L-03
※備考			※受付印 30.7.17 30-L-03

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 再見解書

先般の見解書時にも述べさせていただきましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、今回も見解を述べさせていただきます。

No. 2 2

再見解書

（1）

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

（2）

関係法令を遵守致します。

貴重なご意見、誠にありがとうございます。

意見書 **再意見書**

H30年 7月 17日

吹田市長殿

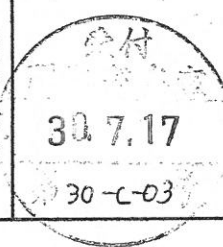
住 所

氏 名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 ~~第1項~~ **第3項**の規定により、次のとお
~~り説明報告書に対する意見書~~
見解書に対する再意見書を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予 定 建 築 物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意 見 の 内 容	<p>(1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約10mの緑地帯を個人所有 ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)が所有する緑地帯 もしくは遊歩道としてほしい</p> <p>(2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること</p>		
※受付年月日	30年5月15日	※受付番号	第 号 30-L-03
※備 考			※受付印 

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 再見解書

先般の見解書時にも述べさせていただきましたが、「吹田市開発事業の手續等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、今回も見解を述べさせていただきます。

No. 2 3

再見解書

（1）

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

（2）

関係法令を遵守致します。

貴重なご意見、誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 7月 13日

吹田市長殿

住所

氏名

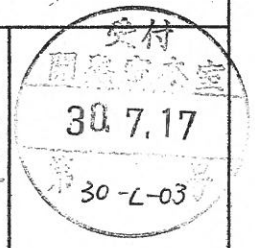
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとお

~~説明報告書に対する意見書~~
見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>(1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約10mの緑地帯を個人所有ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)が所有する緑地帯もしくは遊歩道としてほしい</p> <p>(2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること</p>		
※受付年月日	3年 5月 1日	※受付番号	第 号 30-L-03
※備考			※受付印



- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 再見解書

先般の見解書時にも述べさせていただきましたが、「吹田市開発事業の手續等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、今回も見解を述べさせていただきます。

No. 2 4

再見解書

（1）

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

（2）

関係法令を遵守致します。

貴重なご意見、誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 7月 /3日

吹田市長殿

住 所 吹

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項
第3項の規定により、次のとお
~~り説明報告書に対する意見書~~
り見解書に対する再意見書を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予 定 建 築 物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意 見 の 内 容	<p>(1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約10mの緑地帯を個人所有ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)が所有する緑地帯もしくは遊歩道としてほしい</p> <p>(2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること</p>		
※受付年月日	30年5月5日	※受付番号	第 号 30-L-03
※備 考			※受付印 30.7.17 30-L-03

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 再見解書

先般の見解書時にも述べさせていただきましたが、「吹田市開発事業の手續等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、今回も見解を述べさせていただきます。

No.25

再見解書

（1）

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

（2）

関係法令を遵守致します。

貴重なご意見、誠にありがとうございます。

意見書 再意見書

H30年 7月 16日

吹田市長殿

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項
第3項の規定により、次のとお
り 説明報告書に対する意見書
見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<p>1. 企業倫理——隣接住民に理解・協力を求めるの姿勢 無礼な見解書。7月13日朝日新聞朝刊で「JR大阪駅前」の 「初3次2期計画」「初3次2期 緑×技術革新」「三美地所など9社 連合」の里出しが踊水-2期区域17ヘクタールは緑地。 同じ中である。油桐企業連合9社の中に国電不動産があつた。 この意見と佐竹台で行つてほしい!</p> <p>2. 平成29年7月29日の奥平水主——「事業区域東側の法面の緑地帯 は可能な限り保ち、必要に応じて補植を行なう。なお、やむを得 ない場合は造成する場合について、事業区域東側の新築境界等 に接する区域は、可能な限り法面(緑地帯)を設置する。また、同地 区に擁壁を設置する場合は、高さ1.2m以下とする。敷地 東側の隣地境界線等に面する空地については、東側に1mの植栽</p>		
※受付年月日	30年 7月 5日	※受付番号	第 号 30-L-03
※備考			※受付印 30.7.17 30-L-03

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してくだ
さい。
3 ※印のある欄は、記入しないでください。
4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

意見書 再意見書

H30年 7月 16日

吹田市長殿

住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとお
~~説明報告書に対する意見書~~
見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト			
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)			
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()			
意見の内容	<p>を文ける」とある。その内容を説明が無く、吹田前入札説明書の の図面水準と合っている」という9点というところか、</p> <p>3. 排水設備の整備 — 現に所在団地の雨水排水は、団地東側一帯 全合員を但99%個別溝により行われている。降雨量が多いため である。排水と将来の増設して所在住宅側にて設置する。</p> <p>4. 民活プロジェクトのコンプライアンス(法令遵守)は 見解書に「地主計画、若しくは「建築協定」に1号ルールを設ける 予定との記述から、法令の理解不足を感じる。しっかりと読んで、し かり理解し、法令違反にならないようにすべき。とくに、「吹田市開 発事業の5号規定に同じ条例、吹田市環境基本条例、「4 号」の「まちづくり指針」「吹田市環境まちづくりガイドライン(開発 建築版)」「佐竹台住居再生プラン第一報告書」をよく理解して、 プロジェクトを推進して、旧住民・新住民からよく問答されることを</p>			
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※受付印
※備考				

注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してくださ
 い。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

意見書 再意見書

H30年 7月16日

吹田市長殿

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとおり ~~説明報告書に対する意見書~~ 見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト			
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)			
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()			
意見の内容	佐竹台の再開発! "ここに佐竹台" "佐竹台は佐竹台" "佐竹台は佐竹台" 5. 以上の諸点から、府営団地東側の緑地を保全することが時代の要請であり、大企業(公益事業)として企業価値であり、企業存続の理由である。			
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※受付印
※備考				

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 再見解書

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No.26

再見解書

1

企業倫理につきましては、ご意見として賜りました。

2

計画図で示させて頂いた通り、事業区域東側の法面は可能な限り法面緑地としております。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定ですが、大阪府の入札説明書の要求水準は満たしております。ご理解賜りたく存じます。

3

敷地内の雨水排水計画については敷地内で処理する予定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

4

関係法令を遵守致します。

5

2に記載させて頂いた通りです。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見、誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 7月15日

吹田市長殿

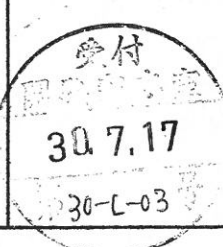
住 戸

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項
第3項の規定により、次のとお
~~り説明報告書に対する意見書~~
り見解書に対する再意見書を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予 定 建 築 物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意 見 の 内 容	<p>(1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約10mの緑地帯を個人所有ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)が所有する緑地帯もしくは遊歩道としてほしい</p> <p>(2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること</p> <p>・一戸あたりの区画が狭過ぎる 見解書では、各戸2台分の車、駐車スペースを確保予定とあるがそれでは、植樹も見込めない 今まで緑も培ってきた、隣接する一期会との調和のとれた千里MT(=29タン)にふさわしい街並みを造ってほしいです</p> <p>・活用土地は将来的な事を考え、是非公共地区計画を策定していただくべきだと思います</p>		
※受付年月日	30年15日	※受付番号	第30-L-03号
※備考			※受付印 

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 再見解書

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No.27

再見解書

(1)

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

(2)

関係法令を遵守致します。

- ・見解書にも記載致しましたが、当計画地は第一種中高層住居専用地域であり、吹田市の条例基準では最低宅地面積が100㎡になりますが、全区画を150㎡以上となるような計画で進めております。ご理解賜りたく存じます。
戸建住宅の建設時には積極的に敷地内緑化を進めて参りたいと考えております。宅地内緑化については、地区計画による緑化率の検討ならびに、建物建築時の外構計画に一定のガイドラインを策定し、良好な住宅地とすることを検討しております。ご理解賜りたく存じます。
- ・計画地では、地区計画若しくは建築協定を策定する予定です。内容についての意見交換をさせて頂きます。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見、誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 7月 14日

吹田市長殿

住 居
氏 名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとお
~~説明報告書に対する意見書~~
見解書に対する再意見書を提出します。

開 発 事 業 の 名 称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事 業 区 域 の 位 置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予 定 建 築 物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意 見 の 内 容	<p>(1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約10mの緑地帯を個人所有 ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)が所有する緑地帯 もしくは遊歩道としてほしい</p> <p>(2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること</p>		
※受付年月日	30年5月15日	※受付番号	第 号 30-L-03
※備 考			※受付印 30.7.17 30-L-03

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
3 ※印のある欄は、記入しないでください。
4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（５丁目）民活プロジェクト 再見解書

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの２倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No. 2 8

再見解書

（１）

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

（２）

関係法令を遵守致します。

貴重なご意見、誠にありがとうございます。

意見書 **再意見書**

H30年 7月 14日

吹田市長殿

住所
氏名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 **第1項** **第3項**の規定により、次のとおり ~~説明報告書に対する意見書~~ **見解書に対する再意見書**を提出します。

開発事業の名称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>(1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約10mの緑地帯を個人所有ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)が所有する緑地帯もしくは遊歩道としてほしい</p> <p>(2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること</p>		
※受付年月日	30年5月15日	※受付番号	第 号 30-L-03
※備考			※受付印 30.7.17 30-L-03

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（５丁目）民活プロジェクト 再見解書

先般の見解書時にも述べさせて頂きましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの２倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、今回も見解を述べさせて頂きます。

No. 2 9

再見解書

（１）

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

（２）

関係法令を遵守致します。

貴重なご意見、誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 7月15日

吹田市長殿

住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条第1項第3項の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書(再意見書)を提出します。

開発事業の名称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>(1) 戸建住宅5軒が所有すると示されている幅約10mの緑地帯を個人所有ではなく、戸建住宅74軒全体(あるいは関電不動産)が所有する緑地帯もしくは遊歩道としてほしい</p> <p>(2) 上記民活プロジェクトは法令を順守すること</p> <p>(3) 申請するにあたっては、一期会が取り決めている地区計画(佐竹台5丁目、6丁目)と建築協定の調和のとれた地区計画とを締結すること。 そのため、その審議、十分な協議の場をもうけ、一期会の了解を得ること。</p> <p>(4) 南登地と一期会地区では、高低差があり、斜地・斜面地の雨水対策を災害防止の観点ですること。 (現在、斜面地の雨水は一期会の個人所有地9軒の側溝に流れている)</p>		
※受付年月日	30年7月15日	※受付番号	第 30-L-03 号
※備考			※受付印 30.7.17 30-L-03

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（５丁目）民活プロジェクト 再見解書

先般の見解書時にも述べさせていただきましたが、「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの２倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、今回も見解を述べさせていただきます。

No.30

再見解書

（１）

見解書にも記載致しましたが、法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

（２）

関係法令を遵守致します。

（３）

計画地では、地区計画若しくは建築協定を策定する予定です。内容についての意見交換をさせていただきます。ご理解賜りたく存じます。

（４）

敷地内の雨水排水計画については敷地内で処理する予定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。決定次第、地元自治会を通じ関係する近隣住民様にはご報告したいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見、誠にありがとうございます。